

大学教務実践研究会（2024）
課題検討フォーラム 分科会 1a

第4期認証評価・法令改正・政策動向を 踏まえた教務部門における対応

参加者配付用抜粋版

2024.12.14
東京都立大学／
一般社団法人公立大学協会
宮林 常崇

この分科会で扱う内容は、所属機関の見解ではなく個人の見解です

分科会の趣旨・構成

◆ 趣旨

- ・前半 東京都立大学 宮林

2025年度からはじまる第4期機関別認証評価、中教審高等教育の在り方に関する特別部会での議論、年度末に予定されている学校教育法施行規則改正などを踏まえて、教務部門が対応しておくべき事項を整理します。

- ・後半 茨城大学 大津先生

分科会の後半では内部質保証について、教務部門の職員は今後どのように向き合うべきかを考えます。

◆ 構成／当日はこのテキストの一部を扱います

- ・先を見据えた仕事をしてほしいと願う上司からの3つの質問に答えてみましょう。

質問1 次の認証評価は数年先だが、今のうちから対策を考えたほうがよいことは何だろうか？

質問2 来年4月にできていないと法令違反になることはあるだろうか？

質問3 最近報道で聞く「学部から大学院へシフト」って、いつもの例の話だよな（＝とりあえず様子見でいいよね の趣旨）

- ・組織の巻き込み方を再考する

担当者紹介 宮林 常崇

みやばやし つねたか

◇ 東京都公立大学法人 東京都立大学管理部理系管理課長・（兼務）学務課長

◇ 一般社団法人公立大学協会事務局参与

◆ これまでの担当部門

- ・ 東京都立大学（旧 首都大学東京）
計画・評価、教育支援、文科省出向、共通教育、全学教務、
国際化推進、副専攻、部局・キャンパス管理事務、
研究推進、広報、IR、設置認可、校名変更、全学企画・調整
- ・ 東京都立産業技術大学院大学
大学事務局の総括

◆ 現在の主な学外委員等

- ・ 文部科学省
大学におけるハラスメント防止等の推進
に向けた普及啓発に関する調査研究（R6）有識者会議委員
- ・ 愛媛大学
教育企画室プロジェクトフェロー
- ・ 名古屋大学
高等教育研究センター教務系SD研究会／大学教務実践研究会事務局長
マネジメント人材育成研究会
・ 公立大学SDフォーラム 代表

◆ 主な編著書

- ・ 大学SD講座1・2・3・5（玉川大学出版部）
- ・ 大学の教務Q&A第2版（玉川大学出版部）
- ・ 公立大学職員基礎知識ガイドブック（公立大学協会）

大学SD講座5
「大学教育の国際化」
12月発刊予定



導入. 中央教育審議会の答申

◆ 中央教育審議会の高等教育段階に関する答申

1954年の「医学および歯学の教育に関する答申」以降42 を数える

◆ 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）《2018年11月》

高等教育機関がその多様なミッションに基づき、**学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育**を行っていること。このための多様で柔軟な教育研究体制が各高等教育機関に準備され、**このような教育が行われていることを確認できる質の保証の在り方へ転換**されていくこと。

《Ⅲ 教育の質の保証と情報公表》

- ・ 全学的な教学マネジメントの確立
- ・ 学修成果の可視化と情報公表の促進
- ・ **設置基準の見直し**
- ・ 認証評価制度の充実

これまでの
各政策実行手段の
ベースとなっていた

《年明けに次の答申が出る》

導入. グランドデザイン答申以降の動向①

2018年11月【中央教育審議会 答申】

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン

●2019年1月【中央教育審議会大学分科会 審議まとめ】

2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿

⇒学位プログラム、リカレント教育、人文・社会科学系大学院の課題

●2020年1月【中央教育審議会大学分科会 指針】

教学マネジメント指針（2023年2月追補）

⇒現在の政策誘導の根拠の1つとなっている

●2021年2月【中央教育審議会大学分科会 審議まとめ】

教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について

⇒学内外リソースを様々な組み合わせ、教育研究機能を最大化

●2021年12月【中央教育審議会大学分科会 審議まとめ】

これからの時代の地域における大学の在り方について

⇒地域（自治体）や産業界との連携

導入. グランドデザイン答申以降の動向②

- 2022年3月【中央教育審議会大学分科会質保証システム部会 審議まとめ】
新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について

⇒大学設置基準改正の具体的な方向性が示された

- 2022年10月

大学設置基準改正

- 2023年2月【中央教育審議会大学分科会 審議まとめ】

学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について

⇒文理融合、出口の質保証、大学の破綻への対応

- 2023年10月～現在 中央教育審議会大学分科会

高等教育の在り方に関する特別部会

- 2024年3月

(認証評価に関する) 細目省令の改正

- 2024年8月 【高等教育の在り方に関する特別部会 中間まとめ】

急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について (中間まとめ)

2024年度末までに 新しい答申 が出る

上司からの質問① 認証評価

上司からの質問です。

3年前に受審した機関別認証評価では

「アセスメント・ポリシーに基づき、各種調査結果や学位論文等の成果から一定程度の学習成果を把握しているものの、測定方法と学位授与方針に示した学習成果の関係性が不明瞭であるため、改善が求められる」とか言われて、その後の改善対応では先生方との調整が辛かったよね。

あと2～3年はのんびりできるけれど、だからと言って前回と同じようなことにならないよう、少なくとも教員組織との調整に時間のかかることは今のうちから戦略的に着手したい。何かアイデアあるかな？

【自分のアイデア】

1-1. 認証評価の現在地

◆ 認証評価の基本

- ・ 機関別認証評価（全ての大学 7年以内に1回）と
分野別認証評価（専門職大学・専門職大学院等 5年以内に1回）
⇒【現在地】4巡目に入る
- ・ 受審する評価機関は大学が選べる
⇒【現在地】評価機関によって評価基準は多少異なる
（例 自己点検・評価に学生の声）

◆ 2024年3月 細目省令の改正

- ・ 「学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令」にて以下の2項目が追加

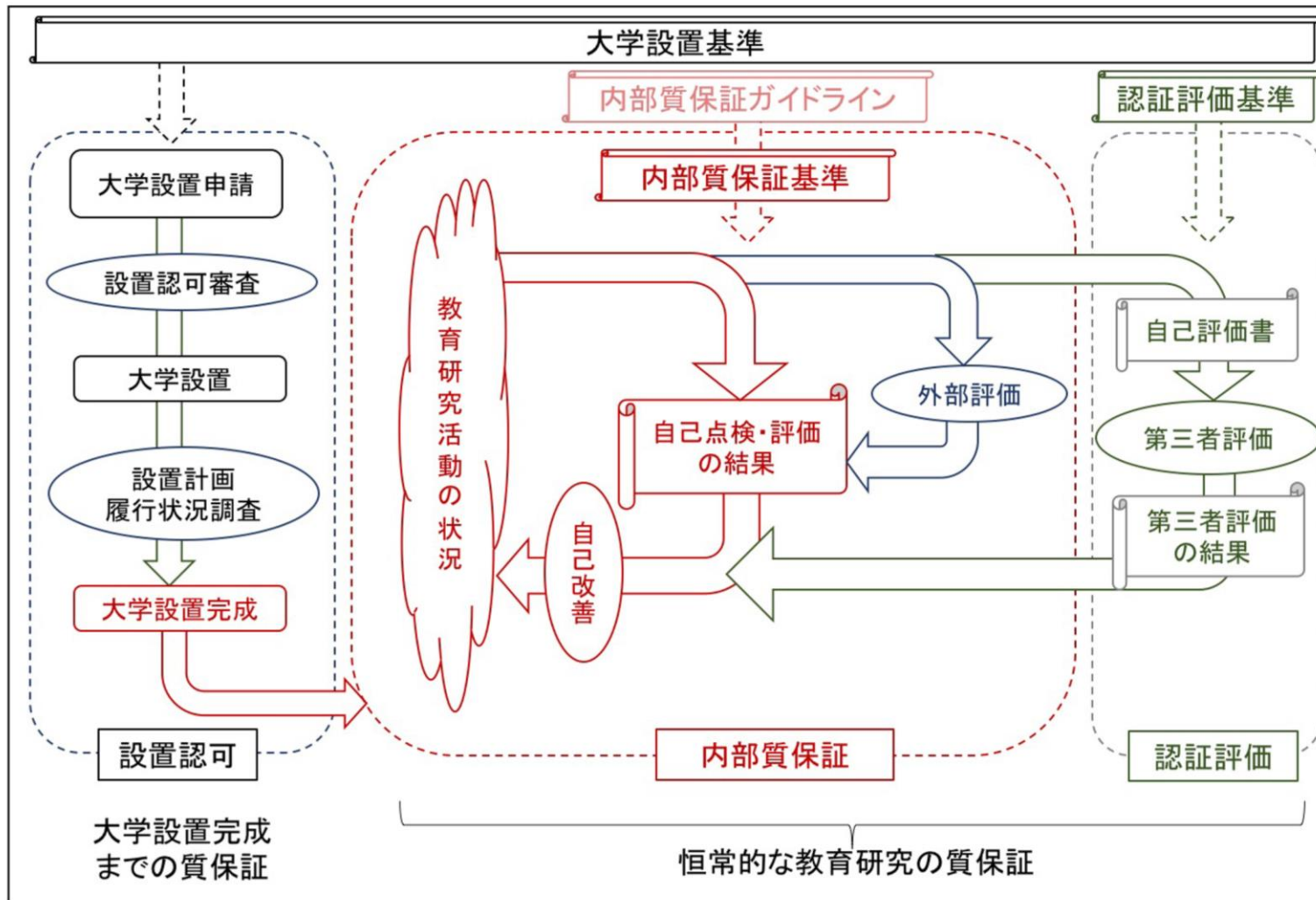
① 学修成果の適切な把握及び評価

② 継続的な研究成果の創出のための環境整備

「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（2022年3月）
「高度で専門的かつ実践的な学びを提供していくためには、大学は常に独自性と先進性に満ち、新たな知を生み出す活動である研究を展開し続ける必要がある」とした上で、「教育と研究を両輪とする大学の在り方を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるよう研究環境の整備等が行われていること」としていることに由来

参考. 大学教育の質保証

(2022年10月 設置基準改正以前の世界観)



参考. 3つのポリシー

◆学士課程教育の構築に向けて（答申）（2008年 中央教育審議会）

- ・他の先進国では「何を教えるか」より「何ができるようになるか」を重視した取組が進展
 - 日本の大学が掲げる教育研究の目的等は総じて抽象的
- ・学修の系統性・順次性が配慮されていない
- ・学生の学習時間が短く、授業時間外の学修を含めて45時間で1単位とする考え方が徹底されていない
- ・成績評価が教員の裁量に依存しており、組織的な取組が弱いとの指摘
- ・大学全入時代を迎え、入試によって高校の質保証や大学の入口管理を行うことが困難

◆3つの基本的な方針を定めて公表することが義務化

- ・ディプロマ・ポリシー（DP）
どのような力を身につけた学生に学位を授与するか
- ・カリキュラム・ポリシー（CP）
DP達成のためのカリキュラム・教育方法や内容・学習成果の評価方法
- ・アドミッション・ポリシー（AP）
DP・CPを踏まえ、どのように入学者を受け入れるか

1-2. 認証評価の基準の変化①

◆大学基準協会 第4サイクルでの評価基準（抜粋）

2 内部質保証について

- ・教育研究活動に係る情報を公表する一環において、大学は、**学生の学習実態、学習上の成果に関する情報の公表を行い、社会からの理解を得るよう努めなければならない。**

⇒論点 教育情報の公表をどうするか

4 教育・学習について

- ・大学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、学習成果の達成につながるような様々な措置を講じなければならない。この一環として大学は、適切なシラバスを作成するほか、授業形態や内容、方法に工夫を凝らすとともに、**学生が意欲的かつ主体的、効果的に学習を進め、期待される成果を修めることができるように、学習状況の把握や指導、支援等を十分に行う必要がある。**

⇒論点 これを一人の授業担当教員に担えるのか問題

大学設置基準改正を踏まえ、様々な工夫が考えられる

1-3. 認証評価の基準の変化②

◆大学基準協会 第4サイクルでの評価基準

4 教育・学習について (つづき)

- ・ **授業科目の内容・方法に応じて、客観的かつ厳格で、公正、公平な成績評価及び単位認定の方法及び基準をあらかじめ学生に示す必要がある。また、それらに則って行われる評価及び認定を経て、適切な責任体制及び手続によって学位授与を行わなければならない。**

⇒論点 大学設置基準改正(第27条)を踏まえた対応の検討も

- ・ **このほか大学は、既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定を適切に行わなければならない。**

⇒論点 弊会初任者向け講習会で例年扱う「単位認定」の

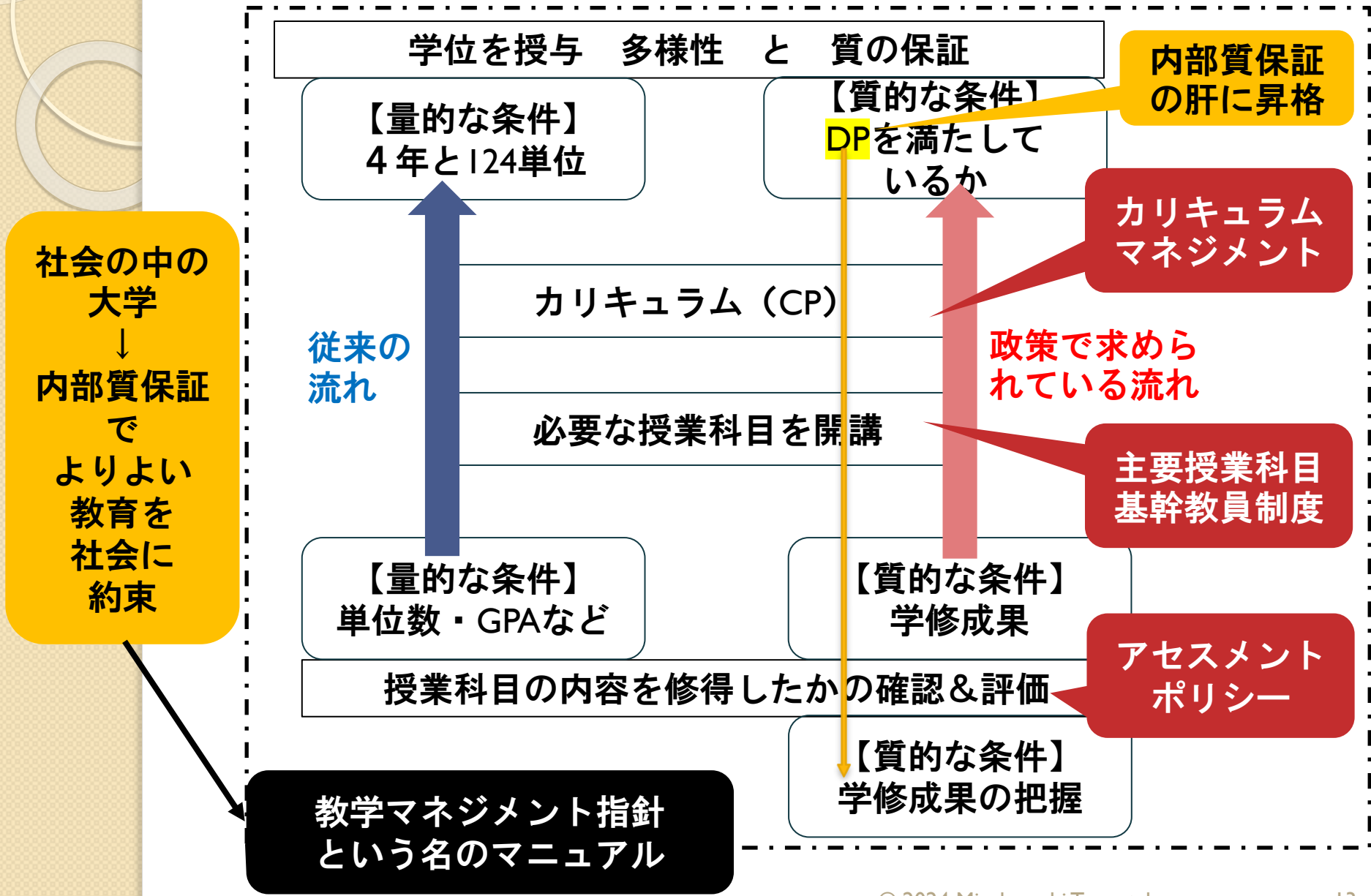
①基本的なルール と ②大学の裁量の適切な対応 ができているか

6 教員・教育組織

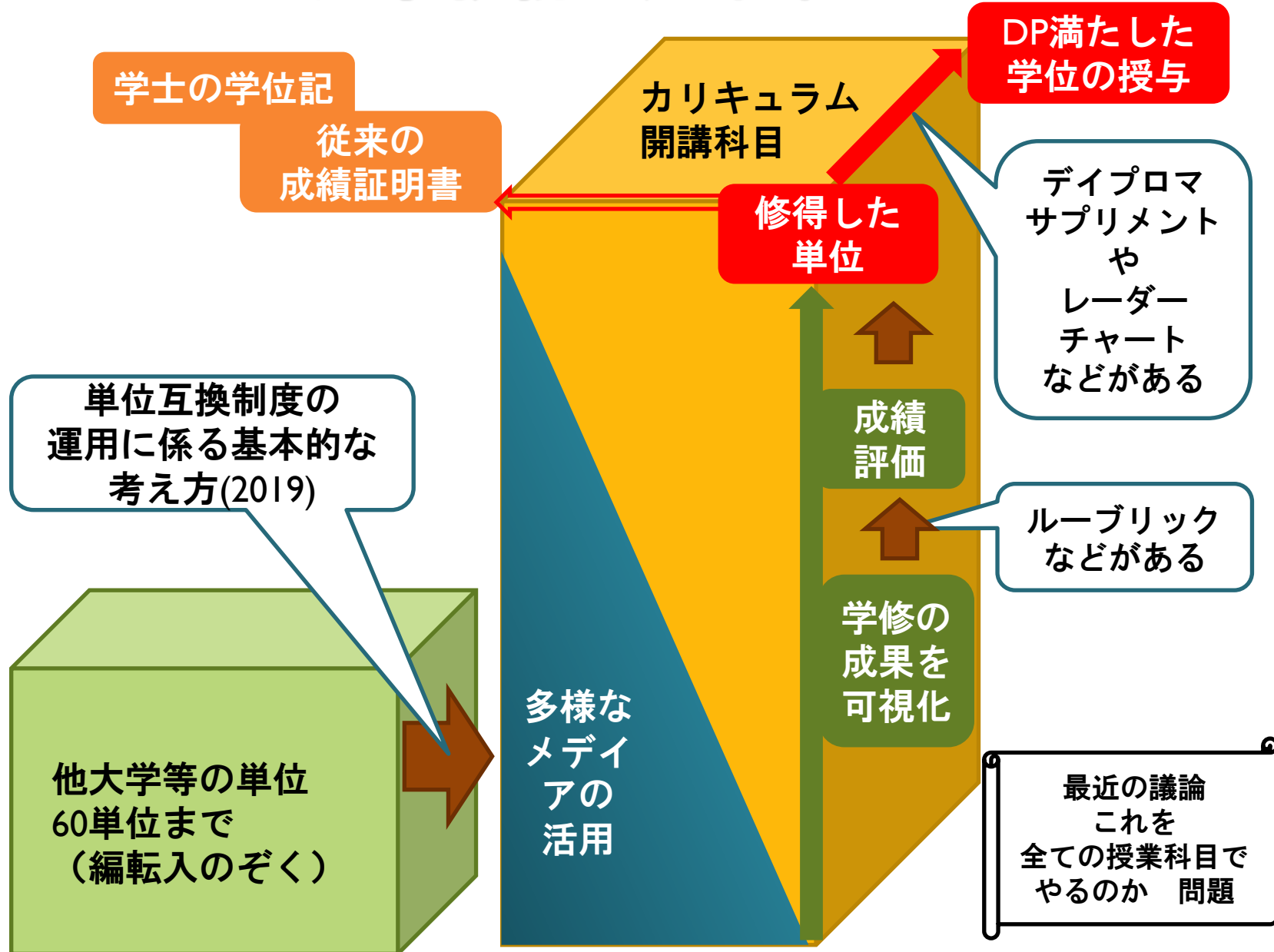
- ・ **教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動の実現を図らなければならない。このほか、大学は教員の業務状況を適切に把握する必要がある。**

⇒論点 教育・研究・社会貢献・組織運営の側面をどのように捉えるか

1-4. 大学教務の現在地



1-5. 大学教務の近未来



1-6. 認証評価の近未来

◆ 中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会(2024)

- ・「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（答申案）」を議論

急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について(答申案)要旨②

中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会(令和6年12月4日)

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策①

(1) 教育研究の「質」の更なる高度化

1 学修者本位の教育の更なる推進

- ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善
 - 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築
 - ▶教学マネジメント指針の見直し ▶同時履修科目の絞り込み促進
 - ▶レイトスペシャライゼーションを促進するための定員管理制度の弾力化 等
 - 「**出口における質保証**」の促進
 - ▶厳格な成績評価や卒業認定の実施 ▶成績優秀者への称号授与 等
 - 高大接続を踏まえた大学入学選抜等の改善
 - 遠隔・オンライン教育の推進

- イ. 新たな質保証・向上システムの構築
 - 大学設置基準及び設置認可審査の見直し等
 - ▶基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善

- 認証評価制度の見直し**
 - ▶教育の質(在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのか)を数段階で評価する**新たな評価制度**への移行

2 多様な学生の受入れ促進 (外国人留学生や社会人等)

- ア. 多様な学生の受入れ促進
 - 多面的・総合的な入学選抜の推進
 - 転編入学等の柔軟化
 - ▶転編入学の増加を図るための**定員管理の見直し** 等
 - 障害のある学生への支援 等
- イ. 留学モビリティ拡大
 - 外国人留学生等の受入れや日本人学生の派遣の推進
 - ▶留学生の**定員管理方策の制度改善** 等
 - 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化 等

- ウ. 社会人の学びの場の拡大
 - 教育環境の整備
 - ▶産業界と連携した教育プログラム開発
 - 産業界・地方公共団体等との組織レベルでの連携推進

- エ. 通信教育課程の質の維持・向上
 - 時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方を見直し
 - ▶**通信教育課程の更なる質の向上のための制度改善**に向けた検討 等

(出典) 中央教育審議会大学分科会
高等教育の在り方に関する特別部会
(第13回)資料

- ・認証評価における各高等教育機関の負担軽減を踏まえつつ、教育・学修や研究の質を一層高めるため、**例えば学部・研究科等に応じた定性的評価を導入するとともに、教育研究情報に基づく定量的評価を行い、これらに基づき在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示した上で公表するなど、新たな評価制度への円滑に移行するための制度改善を行う。**

上司からの質問② 教育情報公表

上司からの質問です。

3年前に受審した大学機関別認証評価では

「これは、そもそも法令違反状態なのでは」とか言われて、ヒヤッとした思い出がある。

大昔は法令に詳しい人がうちの部署にいたけれど、異動してしまったしね。

学長からは「法令や制度改正は事務局で組織的にキャッチアップしてもらいたい」と指示のあったところで、さてどうしたものか。

とりあえず、来年4月にできていないと法令違反になることはあるかな？

【自分のアイデア】

情報公表に関する制度改正について（学校教育法施行規則改正）（案）

資料3

○ 入学者選抜、外国人留学生数及び大学院の学位授与の状況に関し、教育研究活動に関する情報の一層の公表を促進するため、下記の提言等を踏まえ、各大学等が公表すべき情報を法令上に追加する。

- (1) 「大学入試のあり方に関する検討会議 提言」（令和3年7月8日 大学入試のあり方に関する検討会議）
- (2) 「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（令和5年4月27日 教育未来創造会議）
- (3) 「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について（審議まとめ）」（令和5年12月22日 中央教育審議会大学分科会）
- (4) 「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」（令和6年3月26日 文部科学省）

公表事項	(1) 入学者の選抜に関すること	(2) 外国人留学生の数に関すること ※科目等履修生等を含む	(3) 標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること ※大学院のみ
<p>備考 (通知において示す事項)</p>	<p>○「入学者の選抜に関すること」として、最低限下記の事項を想定： ・合否判定の方法や基準 ・合理的配慮の提供に関する対応方法（相談窓口、事前相談・申請方法、受験上の一般的な配慮例） (原則として公表する事項) 試験問題、解答・解答例や出題意図</p> <p>○その他、下記の事項について公表を推奨： (公表に努める事項) 入試区分ごとの受験者数/合格者数/入学者数、過去の年度の志願者数/受験者数/合格者数、多様な背景を有する者への支援制度</p> <p>(大学の実情に応じて公表する事項) 多様な学生の受入れ状況（例：年齢、性別（学部ごと）、国籍等）</p>	<p>○「外国人留学生の数に関すること」として、最低限下記の事項を想定（※いずれも学校基本調査の調査事項に沿った内容を想定）： ・本科における外国人留学生の数 ・専攻科・別科における外国人留学生の数 ・科目等履修生等のうち外国人留学生の数</p> <p>○その他、下記の事項について公表を推奨： ・外国人留学生の入学者の数、卒業又は修了した者の数</p> <p>・外国人留学生の進学者数、就職者数</p> <p>・日本人の留学生の数</p>	<p>○「標準修業年限以内で修了した者の占める割合」：ある年度に入学した者のうち、標準修業年限以内で修了した者の割合</p> <p>○「その他学位授与の状況に関すること」として、最低限下記の事項を想定： ・標準修業年限以内で修了せずに退学した者の割合 ・標準修業年限以内で修了していない上記以外の者の割合（例：留年者、長期履修学生） ・学位を取得するために要した年数ごとの修了者の割合</p> <p>○その他、下記の事項について公表を推奨： ・標準修業年限以内で修了していない者について、修了していない原因</p> <p>・修了者の進路の全体状況（修了者を分母とする進路ごとの割合等）</p> <p>・公表した数値の分析・解説</p>

大学院については、午後の分科会3Cで

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）【改正後の条文イメージ】
 第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。
 一～三 (略)
 四 **入学者の選抜に関すること**
 五 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに**外国人留学生の数に関すること**
 六～十 (略)
 2 (略)
 3 大学院（第二号については、専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。
 一 **研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること**
 二 大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準
 4・5 (略)

【スケジュール】
 令和6年7月19日 中央教育審議会大学分科会
 7月下旬頃～ パブリックコメント
 →その後、所要の経路を経た上で公布
令和7年4月1日 施行

2-1. 大学設置基準 2022年10月改正事項

◆ 新しい用語

- ・ 教育研究実施組織
- ・ 基幹教員制度 今のところは学部のみ
- ・ 特例制度 あまり活発でない模様

規制強化
改正時の事務連絡
(改正通知)で
主要授業科目の定義が
より明確化

◆ 裁量が拡大

- ・ 指導補助者 いくつかの条件を満たせばTAに授業の一部を任せられる
- ・ 単位制度 1単位あたりの授業時間をより自由に設定可能
- ・ 施設や設備 数の視点 から 役割の視点 へ規制緩和

◆ 現状の追認

- ・ 授業期間 15週間以外の学年暦もOK
- ・ 多様な学修評価 定期試験以外もOK
- ・ 在学48か月ルールの緩和 (10月入学・7月末卒業もOK)

規制緩和
コロナ禍の事務連絡で
対面授業でも
遠隔やオンデマンドは
半数超えない範囲でOK

◆ 今後注目

- ・ 卒業要件の明確化 → **規制強化か? / 今後の政策動向に注目**

2-2. 設置基準改正の具体的なアクション①

◆ 学則の改正要否を検討

《改正通知QA89》

各大学等の学則には、今回の改正前の規定を引用している例も多く見られるところ、今回の改正に合わせて、**各大学等において考え方を再整理した上で、学則改正の要否について検討することが必要**です。ただし、直ちに当該改正を行わない場合であっても、法令違反状態となるものではありません。

・ 主な確認すべき項目

- 1単位あたりの授業時間数（第21条）
- 授業期間（第22・23条）
- 単位の授与（第27条）
- 卒業の要件（第32条）

・ 改組の届出様式変更の動向や認証評価の4巡目に注目

例 自大学における1単位あたり授業時間や授業期間の考え方を問われる

・ 授業期間

各地で「ニュータイプ学年暦」が誕生

まずは学則の 前期・後期の書き方 を変えることを検討してみては

・ 卒業要件（DPとの関係）

**基幹教員制度（主要授業科目）の課題と合わせて議論できるとより実質的
基幹教員制度だけでDPを議論するのはもったいない**

2-3. 設置基準改正の具体的なアクション②

◆ 教育研究実施組織

- ・ 改正通知にある「教員や事務職員等の役割や連携について学内の規程等に明記」をどのように噛み砕くか
- ・ 直近では認証評価対応（評価機関によって観点が異なる）

◆ 主要授業科目

- ・ 改正通知にある「DPとの関係」をどのように噛み砕くか
- ・ 直近では認証評価対応（評価機関によって観点が異なる模様）

◆ TA制度（授業の一部を任せる場合）

- ・ 改正通知にある「授業担当教員とTA等指導補助者の役割分担・責任関係などを明文化」をどのように噛み砕くか
- ・ アカハラの観점에서一度総点検してはどうか
←文科省アカハラ調査有識者会議の動向も

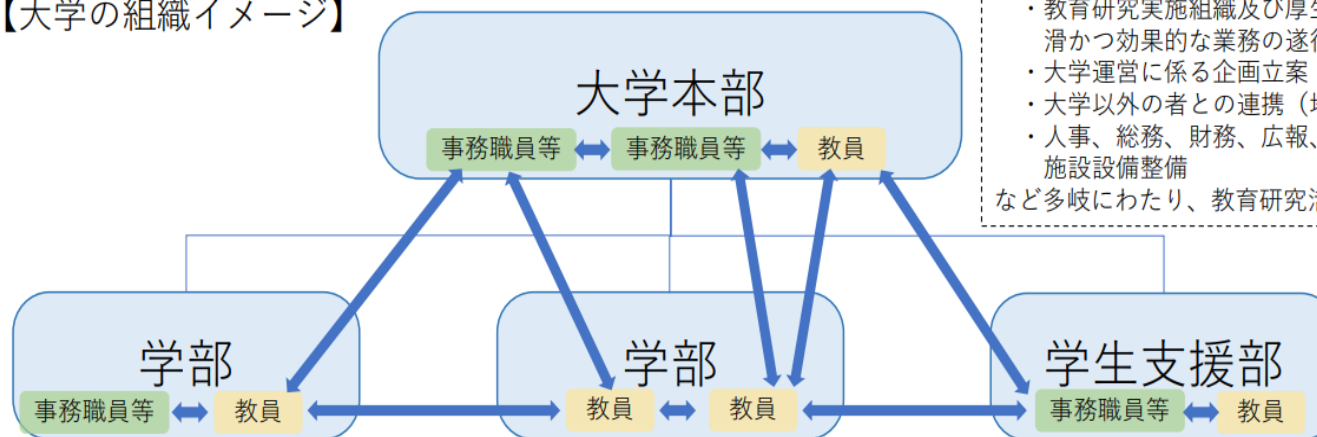
◆ 基幹教員制度を選択した場合の「教育情報の公表」の項目追加

参考. 教育研究実施組織

教育研究実施組織等の改正は、学位プログラムの実施や見直しなどの教育研究活動等を行うに当たり、大学の組織機能の明確化や教員と事務職員等相互の役割分担、協働、責任の明確化等を目的としたものです。

- 学部等の基本組織のような「Organization」を指すものではなく、「System」を指すものであり、新たな「組織」を設けることを求めるものではありません。
- 改正前と同様、既存の学内組織において、教員・事務職員等の役割・機能の関係性等が、学内規程等において総合的に担保されることが求められます。

【大学の組織イメージ】



今日の大学の**事務組織の役割**は、
・教育研究実施組織及び厚生補導の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援
・大学運営に係る企画立案
・大学以外の者との連携（地域連携含む）
・人事、総務、財務、広報、情報システム、施設設備整備
など多岐にわたり、教育研究活動に密接に関連。

「専任の職員」→「専属の教員・事務職員等」と法令上の用語は変わりますが、それぞれの機能・役割を担う教職員を置くという従前の趣旨と変わりはありません。

厚生補導の機能は「課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等」であり、事務職員だけではなく教員も関わることもあることを明確化しています。

(出典) 文部科学省WEBサイト 令和4年度大学設置基準等の改正について 解説資料
https://www.mext.go.jp/content/20220930-mxt_daigakuc01-000025195_05.pdf

2-4. 基幹教員制度の情報公開

- ◆ 文部科学省令和4年度大学設置基準等の改正について 解説資料QA17・29
 - ・ **いずれの授業科目が主要授業科目に当たるかについては、基幹教員の要件にも関わるものであり、基幹教員を含む教員全体に係る情報の公表は法令上も求められていることから、シラバス等、学内外から確認できるような形で明記・公表することが望ましい。**
 - ・ 学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づき、各大学等においては、教員に係る情報についても公表することとされており、今回の改正後の基幹教員の規定を適用した場合には、例えば、①基幹教員の数、②各基幹教員が有する学位、③教育研究等の業績、④教育課程の編成その他の学部の運営への参画の状況、⑤主要授業科目の担当の有無や単位数といった担当授業科目に係る状況について、各大学等において、遅滞なく、適切に公表する必要があります。また、基幹教員以外の教員に係る情報公表についても、引き続き適切に行うことが必要です。

- ◆ 主要な授業科目についての考え方がより精緻になったことに留意（解説資料QA15）
 - ・ 「主要授業科目」とは、学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するために必要な科目群 →DPとの関連で説明できるか
 - ・ 各授業科目のうちいずれが主要授業科目に当たるかは、当該授業科目と3つのポリシーとの関係等を踏まえ、各大学等で判断するもの
 - ・ なお、当該判断に当たっては、大学設置基準上、授業科目は必修科目、選択科目及び自由科目に分けて教育課程を編成することとされていることも踏まえ、**各教育課程上のこれらの区分別の科目の位置付けも勘案いただくことが必要**

上司からの質問③ 政策動向

昼休みに上司の独り言を耳にしました。

12月4日（水）以降、あちこちの新聞で「学部から大学院へシフト」と書いてあるけれど、いつもの話でしょ。とりあえず様子見でいいよね。

それを聞いてしまったあなたから、
アサーティブコミュニケーションを意識して一言どうぞ。

【自分から一言】

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策②

(2) 高等教育全体の「規模」の適正化

1 高等教育機関の機能強化

- 意欲的な教育・経営改革を行うための支援
 - 一定の規模縮小しつつ、質向上、大学院へのシフト、留学生・社会人増を行う大学等への支援
 - デジタル、グリーン等の成長分野への学部転換支援等の強化 等
- 高等教育機関間の**連携**の推進
 - 大学等連携をより緊密に行うための仕組みの導入や支援策の検討 等

2 高等教育全体の規模の適正化の推進

- 厳格な設置認可審査**への転換
 - 審査時の財産保有要件や経営状況に関する要件厳格化
 - 設置計画の履行が不十分な場合の私学助成減額・不交付 等
- 再編・統合**の推進
 - 定員未充足や財務状況が厳しい大学等を統合した場合のペナルティ措置緩和
 - 再編・統合を行う大学等への支援 等
- 縮小**への支援
 - 一時的な減定員を戻すことを容易にする仕組みの創設
 - 早期の経営判断を促す指導の強化 等
- 撤退**への支援
 - 在学生の卒業までの学修環境確保
 - 卒業生の学籍情報の管理方策の構築
 - 残余財産帰属の要件緩和 等

(3) 高等教育への「アクセス」確保

1 地理的観点からのアクセス確保

- ア. 地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築
- 地域の人材育成・アクセス確保について議論を行う協議体の構築
 - 地域大学等構想推進プラットフォーム(仮称)**の構築
 - 地方公共団体に高等教育振興担当部署の整備促進
 - 国における司令塔機能の強化 等
 - 協議体での検討を促す仕組みの整備
 - 国による地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等の量的・質的な情報提供
 - コーディネーターの育成・配置
 - 地域大学等連携推進機構(仮称)**の導入 等
 - 地域にとって**真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援**

- イ. 都市から地方への動きの促進等を通じた**地方創生**の推進
- 大都市圏の高等教育機関による地域連携の取組の促進
 - 国内留学
 - サテライトキャンパス
 - キャンパス移転 等の取組推進 等
 - 遠隔・オンライン教育の推進
 - 大学間連携による授業の共有化 等

2 社会経済的観点からのアクセス確保

- 個人への経済的支援の充実
 - 高等教育の修学支援新制度等の着実な実施
 - 企業等による代理返還の普及促進 等
- 高等教育機関入学前における取組促進
 - プッシュ型情報発信
 - アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)解消促進
 - キャリア教育促進 等



1 おわりに

2
3 本答申が提言した「知の総和」の維持・向上と、そのために、教育研究の質を
4 上げ、社会的に適切な規模の高等教育機会を供給し、地理的又は社会経済的な観
5 点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることは、急速な
6 少子化が進行する中での高等教育の在り方を基礎付けるものであり、各高等教育
7 機関や国が自らの責任をもって、本答申を生かした改革を進めていかなければな
8 らない。

9 加えて、高等教育改革を支える支援方策で示したとおり、公財政支援、社会か
10 らの投資等、個人・保護者負担により我が国の高等教育の持続可能な発展に資す
11 るような仕組みを作ることが必要である。

12 急激に18歳人口が減少するのは2035年頃である。あと10年ではなく、たっ
13 た10年しかない。この期間に、国において必要な制度改革や支援措置を講じる
14 とともに、各高等教育機関においては、本答申で示した質、規模、アクセスに関
15 する必要性を認識し、議論を重ねた上で、実行していかなければならない。その
16 意味でも、本答申を手にとった全ての者が、今直ちに改革に取り組むことが求め
17 られる。

18 本審議会としては、国に対して、2040年までに大学学部進学者の規模が約25%
19 減少すること等の予測を踏まえた、制度改革、財政支援の取組や今後10年程度
20 の工程を示した政策パッケージを策定し、本答申に記載した具体的方策の実行に
21 速やかに着手することを求める。

3-1. 大学組織の巻き込み方

- ◆教員は 教員から 動く（場合もある）
 - ・ 同じ内容でも「誰から言われたか」で変わることがある
- ◆他部署／上司は きっかけで 動く
 - ・ 動くための大義名分がほしい
 - ・ 根回しは効果的に作用することも逆効果も両方ある
 - ・ 日ごろのコミュニケーション量を増やしておく
 - ・ 頭の中で考えていることが同じ状況 をめざす
- ◆スタッフは 人で 動く
 - ・ 多様な雇用形態のスタッフが一緒に働いていることを踏まえた言動&行動を
 - ・ 日ごろの信用貯金の積み重ね

◆組織は動的 ⇒ 1人でなんでも動かそうとは思わないこと

◆大学事務組織の現場で活躍している職員には、
組織内によき理解者がいることが多い

3-2. 対話の手法

◆モノローグ（独白）とダイアログ（対話）

- ・ SNSにより誰でもモノローグしやすい環境であることに留意
- ・ 対話（違いを知る） と 指導（違いを押しつける） と 雑談（言いたいだけ）
のの違いに注意

◆大学現場におけるダイアログ（対話）

- ・ お互いに「思い込んでいたこと」をシェア
- ・ 「思い込んでいたこと」を引き出すためには**客観視する 道具 や 場 が必要**

例 セミナーに参加した部下 他の大学の状況を耳にすると焦るばかり

VS

所属の上司 他の課題が山積しているから優先順位を踏まえて・・・

⇒お互いが「思い込んでいた」ことをストレスなく話すために

【道具】 文科省の通知、説明会資料、研修会資料など

【場】（中立なコメントのできる）学内&学外第三者に同席してもらい、
客観的なコメントをもらう

- ・ 対話により**それぞれの立場・役割で何をするか**を考えるきっかけとする

⇒ 2025年1～2月に 東京・大阪で公開研究会を企画中

（大学教務実践研究会WEBサイトにて）

教務系SDの全体像

【講習会で学ぶ】

大学教務実践研究会

◆基本を網羅的に

「教務系初任者向け講習会」

(毎年6～7月)

◆大学の裁量を理解する 組織を動かすコツを学ぶ

「教務系中堅職員向け講習会」

(毎年10月)

◆最新政策・制度動向を理解する

「課題検討フォーラム」

(毎年12月)

【テキストで学ぶ】

玉川大学出版部

◆基本を網羅的に

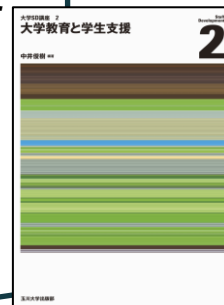
大学SD講座2 大学教育と学生支援

第2章 カリキュラム

第3章 履修指導

第4章 単位認定

第5章 学籍管理と卒業認定 など



◆日々の業務に

大学の教務Q&A 第2版

コロナ禍や大学設置基準改正等を
踏まえた全面改訂



◆合宿タイプ 愛媛大学教育企画室主催で来年度も実施予定

- ・ 大学教育国際化コーディネーター養成講座
- ・ 教務事務担当者講座（初級編）

ご清聴ありがとうございました

■ ご質問・ご相談・研修や講演等のご依頼等はこちら ■

大学 miyabayashi-tsunetaka@jmj.tmu.ac.jp

個人 miyabayashi.tsune.2@gmail.com

■ 本研修の参考文献 ■

中井俊樹、宮林常崇(2023)『大学の教務Q&A第二版』玉川大学出版部

橋本・阿曾沼編著(2021)『よくわかる高等教育論』ミネルヴァ書房

中井俊樹編(2022)『シリーズ大学教育の質保証① カリキュラムの編成』玉川大学出版部

竹中喜一編著(2023)『学習成果の評価』玉川大学出版部

鈴木勲編著(2022)『逐条学校教育法 第9次改訂版』学陽書房

文部科学省(2022)「令和4年度大学設置基準等の改正について」

大学基準協会(2023)『「大学基準」及びその解説』

中央教育審議会(2008)「学士課程教育の構築に向けて（答申）」

中央教育審議会大学分科会(2014)「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」

中央教育審議会(2018)「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」

中央教育審議会(2020)「教学マネジメント指針」

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会(2022)「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」

中央教育審議会大学分科会(2023)「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について」

中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会(2024)「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（中間まとめ）」

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 大学質保証ポータル <https://niadqe.jp/information/internal/>